

輸出事業計画について

1. 輸出事業計画とは

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができます。(法第三十四条より)

2. 輸出事業計画認定のメリット

輸出事業計画の認定を受けることにより、以下のメリットを受けることができます。

- 関連事業における優遇措置(優先採択等)
- 支援チーム(国、JETRO、都道府県、専門家等)によるサポート
- 日本政策金融公庫(沖縄県にあつては沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。)による融資(食品流通改善資金、HACCP 資金)

3. 優遇措置が受けられる関連事業例(優先採択)

令和4年度当初

- 林業・木材産業成長産業化促進対策
- 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

(参考)農林水産省サイト URL

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html?msckid=a1a5321ec6ba11ec9aa9a2ec82da2c3a